

製品プラスチックもリサイクル!
詳しくは4ページをご覧ください。

P 4

家庭からの資源・ごみの正しい分け方・出し方

あなたのまちの『資源回収・ごみ収集日』一覧

1～2 ページ

収集日の朝8時まで資源・ごみ集積所にお出してください。

資源

古紙、資源プラスチック、びん、缶、ペットボトル、
スプレー缶・カセットボンベ・乾電池

週1回

曜日

燃やすごみ

週2回

曜日

金属・陶器・ ガラスごみ

月2回

番目と
番目の

曜日

粗大ごみ（申込制・有料）

9 ページ

粗大ごみ受付センター へお申し込みください。

資源・ごみ分別アプリ
さんあ〜る® 配信中



こちらが目じるし!

簡単、便利に資源・ごみの
分け方・出し方を調べる
ことができるアプリです。

App Store
からダウンロードGoogle Play
で手に入れよう

保存版
令和6年3月発行

資源回収・
ごみ収集日

P1～2

資源

P3～6

燃やすごみ

P7

金属・陶器・
ガラスごみ

P8

粗大ごみ

P9

その他の
ご相談

P10

メーカー
による
リサイクル

P11

区では
収集できない
もの

P12

みんなで
築こう、
資源循環型
社会

P13～14

あなたのまちの『資源回収・ごみ収集日』一覧

※雨の日や祝日(年末年始を除く)も資源回収やごみ収集を行います。
また荒天時は回収・収集時間が遅れる場合や中止することがあります。

資源回収日・
資源
燃やすごみ
金属・陶器・
ガラスごみ
粗大ごみ
その他のご相談
リサイクルによる
区では収集の
資源循環型社会

	地域	資源 (週1回)	燃やす ごみ (週2回)	金属・ 陶器・ ガラスごみ (月2回)	管轄
あ	愛住町	木	火・金	2・4土	東
	赤城下町	火	月・木	1・3水	東
	赤城元町	火	月・木	1・3水	東
	揚場町	土	月・木	2・4水	東
	荒木町(21～23番地)	木	火・金	2・4土	東
	荒木町(上記を除く)	木	火・金	2・4月	東
	市谷加賀町1・2丁目	土	月・木	2・4金	東
い	市谷甲良町	土	月・木	2・4金	東
	市谷砂土原町1～3丁目	土	月・木	2・4金	東
	市谷左内町	木	火・金	2・4月	東
	市谷鷹匠町	土	月・木	2・4金	東
	市谷田町1丁目	木	火・金	2・4月	東
	市谷田町2・3丁目	土	月・木	2・4金	東
	市谷台町(1、3、5、7、9、11、13番)	金	水・土	2・4火	東
	市谷台町(上記を除く)	金	水・土	2・4木	東
	市谷長延寺町	木	火・金	2・4月	東
	市谷仲之町	金	水・土	2・4火	東
	市谷八幡町	木	火・金	2・4月	東
	市谷船河原町(1、3～8、12、14番地)	土	月・木	2・4金	東
	市谷船河原町(上記を除く)	土	月・木	2・4水	東
	市谷本村町	木	火・金	2・4月	東
	市谷薬王寺町(1～15番)	月	水・土	1・3火	東
	市谷薬王寺町(上記を除く)	金	水・土	2・4火	東
	市谷柳町(1～7、45、46、48～50番地、47番地の一部)	火	月・木	1・3金	東
	市谷柳町(8～11、23～35番地)	月	水・土	1・3火	東
	市谷柳町(15～22、37～43番地)	金	水・土	2・4火	東
	市谷柳町(47番地の一部)	月	水・土	1・3木	東
	市谷山伏町	火	月・木	1・3金	東
	岩戸町(1～8番地、25～27番地)	火	月・木	1・3金	東
	岩戸町(9番地、11～23番地、10番地の一部)	土	月・木	2・4水	東
	岩戸町(10番地の一部)	土	月・木	2・4金	東
	え 榎町(79番地)	月	水・土	1・3火	東
	榎町(上記を除く)	火	月・木	1・3金	東
	お 大久保1丁目	土	火・金	1・3木	歌
	大久保2・3丁目	木	火・金	1・3月	新
か	改代町	火	月・木	1・3水	東
	神楽河岸	土	月・木	2・4水	東
	神楽坂1～4丁目	土	月・木	2・4水	東
	神楽坂5丁目(21～24番地)	火	月・木	1・3金	東
	神楽坂5丁目(上記を除く)	土	月・木	2・4水	東
	神楽坂6丁目(2～39番地)	火	月・木	1・3水	東
	神楽坂6丁目(上記を除く)	火	月・木	1・3金	東
	霞ヶ丘町	水	火・金	1・3月	東
	片町(5番、8番)	金	水・土	2・4火	東
	片町(上記を除く)	木	火・金	2・4月	東
	歌舞伎町1・2丁目	※	※	※	歌
	上落合1丁目	月	水・土	2・4木	新

	地域	資源 (週1回)	燃やす ごみ (週2回)	金属・ 陶器・ ガラスごみ (月2回)	管轄
か	上落合2・3丁目	月	水・土	1・3火	新
	河田町	金	水・土	2・4火	東
き	喜久井町	月	水・土	1・3木	東
	北新宿1丁目	火	月・木	2・4土	歌
	北新宿2丁目	月	水・土	2・4木	歌
	北新宿3丁目	月	水・土	2・4金	歌
	北新宿4丁目	月	水・土	2・4木	新
	北町(1～40番地、41番地の一部)	土	月・木	2・4金	東
	北町(41番地の一部)	土	月・木	2・4水	東
さ	北山伏町	火	月・木	1・3金	東
	細工町	土	月・木	2・4金	東
	左門町(1・2番地、6～12番地、16～20番地)	水	火・金	1・3月	東
	左門町(上記を除く)	水	火・金	1・3土	東
し	信濃町(12～34番地)	水	火・金	1・3月	東
	信濃町(上記を除く)	水	火・金	1・3土	東
	下落合1丁目	金	水・土	1・3木	新
	下落合2～4丁目	火	月・木	2・4水	新
	下宮比町	土	月・木	2・4水	東
	白銀町(12～18番地)	土	月・木	2・4水	東
	白銀町(上記を除く)	火	月・木	1・3水	東
	新小川町	土	月・木	2・4水	東
	新宿1丁目	水	火・金	1・3土	東
	新宿2丁目	水	火・金	2・4土	東
	新宿3丁目	※	※	※	歌
	新宿4丁目	金	※	※	歌
す	新宿5丁目(1～16番)	水	火・金	1・3月	歌
	新宿5丁目(17・18番)	※	※	※	歌
	新宿6～7丁目	水	火・金	2・4月	歌
	水道町	火	月・木	1・3水	東
	須賀町	水	火・金	1・3月	東
	住吉町(1・2番)	木	火・金	2・4土	東
	住吉町(3・4番)	金	水・土	2・4木	東
た	住吉町(5～15番)	金	水・土	2・4火	東
	大京町	水	火・金	1・3土	東
	高田馬場1・2丁目	木	火・金	2・4月	新
	高田馬場3・4丁目	金	水・土	2・4火	新
	笹塚町(1～32番地)	火	月・木	1・3金	東
	笹塚町(33～43番地、44番地の一部)	土	月・木	2・4金	東
	笹塚町(44番地の一部)	土	月・木	2・4水	東
つ	築地町	火	月・木	1・3水	東
	津久戸町	土	月・木	2・4水	東
	筑土八幡町(1番)	土	月・木	2・4水	東
	筑土八幡町(上記を除く)	火	月・木	1・3水	東
て	天神町(63～85番地)	火	月・木	1・3金	東
	天神町(上記を除く)	火	月・木	1・3水	東
と	戸塚町1丁目	水	火・金	2・4土	新
	富久町(8・9番)	木	火・金	2・4土	東
	富久町(上記を除く)	金	水・土	2・4木	東
	戸山1、3丁目	水	火・金	2・4土	新
	戸山2丁目	木	火・金	2・4月	新

金属・陶器・ガラスごみの収集日は、その月の「1番目と3番目にあたる各曜日」または「2番目と4番目にあたる各曜日」です。月の「5番目の曜日」の収集はありません。

	地域	資源 (週1回)	燃やす ごみ (週2回)	金属・ 陶器・ ガラスごみ (月2回)	管轄
な	内藤町	木	火・金	2・4土	東
	中井1・2丁目	月	水・土	1・3火	新
	中落合1・2丁目	火	月・木	1・3金	新
	中落合3丁目	土	月・木	1・3金	新
	中落合4丁目	土	月・木	1・3水	新
	中里町	火	月・木	1・3水	東
	中町	土	月・木	2・4金	東
	納戸町	土	月・木	2・4金	東
に	西落合1丁目	土	月・木	1・3水	新
	西落合2～4丁目	土	月・木	2・4金	新
	西五軒町	火	月・木	1・3水	東
	西新宿1丁目	※	※	※	歌
	西新宿2・3丁目	木	水・土	1・3月	歌
	西新宿4丁目	木	水・土	1・3金	歌
	西新宿5丁目	月	水・土	2・4木	歌
	西新宿6丁目	土	月・木	1・3水	歌
に	西新宿7・8丁目	火	月・木	2・4水	歌
	西早稲田1・3丁目	水	火・金	1・3土	新
	西早稲田2丁目	水	火・金	2・4土	新
	二十騎町	土	月・木	2・4金	東
は	払方町	土	月・木	2・4金	東
	原町1丁目(14～17番地)	金	水・土	2・4火	東
	原町1丁目(上記を除く)	月	水・土	1・3木	東
	原町2丁目 (1～8番地の一部、9～12番地、30～43番地)	金	水・土	2・4火	東
	原町2丁目(上記を除く)	月	水・土	1・3木	東
	原町3丁目 (1～9番地、84～89番地)	金	水・土	2・4火	東
	原町3丁目(上記を除く)	月	水・土	1・3木	東
	馬場下町(60～63番地)	月	水・土	1・3火	東
ひ	馬場下町(上記を除く)	月	水・土	1・3木	東
	東横町	火	月・木	1・3金	東
	東五軒町	火	月・木	1・3水	東
	百人町1丁目	金	月・木	1・3土	歌
	百人町2丁目	土	火・金	1・3水	歌
	百人町3・4丁目	金	水・土	1・3木	新
ふ	袋町	土	月・木	2・4水	東
	舟町(1～6番地)	木	火・金	2・4月	東
	舟町(上記を除く)	木	火・金	2・4土	東
へ	弁天町(1～30番地、106～176番地)	月	水・土	1・3木	東
	弁天町(32～105番地)	火	月・木	1・3金	東
	弁天町(177・178番地)	月	水・土	1・3火	東

(注) 地番に一部とある地区、「※」マークがついている地域については、管轄の清掃事務所・清掃センターにお問い合わせください。
また、大規模共同住宅の一部は、回収・収集日が異なることもあります。

	地域	資源 (週1回)	燃やす ごみ (週2回)	金属・ 陶器・ ガラスごみ (月2回)	管轄
み	南町	土	月・木	2・4金	東
	南横町	火	月・木	1・3金	東
	南元町	水	火・金	1・3月	東
	南山伏町	土	月・木	2・4金	東
や	山吹町(1番地、11～21番地、81～131番地、291番地、331番地)	火	月・木	1・3金	東
	山吹町(4～7番地、258～270番地、293～318番地)	火	月・木	1・3水	東
	山吹町(332～366番地)	月	水・土	1・3火	東
	矢来町(1～111番地)	火	月・木	1・3金	東
	矢来町(上記を除く)	火	月・木	1・3水	東
よ	横寺町	火	月・木	1・3金	東
	余丁町(1～6番)	金	水・土	2・4木	東
	余丁町(上記を除く)	金	水・土	2・4火	東
	四谷1丁目(1・2番地、6番、9～18番地)	水	火・金	1・3月	東
	四谷1丁目(上記を除く)	木	火・金	2・4月	東
	四谷2丁目(1番地、4～8番地、11番地、14番地)	水	火・金	1・3月	東
	四谷2丁目(上記を除く)	木	火・金	2・4月	東
	四谷3丁目(1番地、4・5番地、8番地)	水	火・金	1・3月	東
	四谷3丁目(2・3番地、6・7番地)	木	火・金	2・4月	東
	四谷3丁目(9番地、12・13番地)	水	火・金	1・3土	東
	四谷3丁目(10・11番地、14番地)	木	火・金	2・4土	東
	四谷4丁目 (1番地、4～7番地、25～32番地、33・34番地の一部)	水	火・金	1・3土	東
	四谷4丁目(2・3番地、8～24番地、33・34番地の一部)	木	火・金	2・4土	東
	四谷坂町	木	火・金	2・4月	東
	四谷三栄町	木	火・金	2・4月	東
わ	四谷本塩町	木	火・金	2・4月	東
	若葉1～3丁目	水	火・金	1・3月	東
	若松町(1～9番)	金	水・土	2・4火	東
	若松町(上記を除く)	月	水・土	1・3木	東
	若宮町	土	月・木	2・4水	東
	早稲田町(5番地、9～12番地、27番地)	月	水・土	1・3木	東
	早稲田町(上記を除く)	月	水・土	1・3火	東
	早稲田鶴巻町(545・546番地)	火	月・木	1・3金	東
	早稲田鶴巻町(上記を除く)	月	水・土	1・3火	東
	早稲田南町	月	水・土	1・3木	東

ご資源回収日・

資源

燃やすごみ

金属・陶器・ガラスごみ

粗大ごみ

その他のご相談

リサイクルによる

区では収集の

資源循環型社会、

管轄表示の略

新

新宿清掃事務所
☎ 03-3950-2923
FAX 03-3950-2932

東

新宿東清掃センター
☎ 03-3353-9471
FAX 03-3353-9505

歌

歌舞伎町清掃センター
☎ 03-3200-5339
FAX 03-5272-3494

資源【古紙、資源プラスチック】

古紙（新聞、雑誌・本・雑紙、段ボール、紙パック） 雨の日も回収します。

新聞



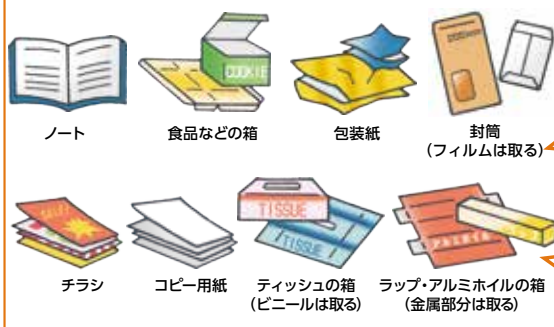
4つ折りにし、A4サイズにしてお出してください。

出し方



ひもで十字にしばる

雑誌・本・雑紙



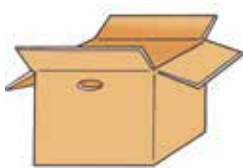
雑紙は、紙袋に入れるか雑誌や本の間に挟んでください。

出し方

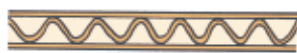


ひもで十字にしばる

段ボール



断面が



このようになっているもの



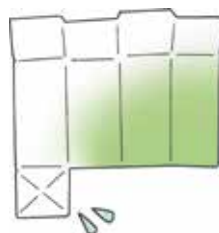
畳んで平らにする

出し方



ひもで十字にしばる

紙パック（飲料用・食品用）



洗って切り開いてください。

出し方



ひもで十字にしばる

古紙は集団回収でも集めています。出来るだけ集団回収にお出してください。

14ページをご覧ください。

資源として回収できないもの

- 内側が樹脂・アルミコーティングされている紙……
アイスクリームのカップ、カップ麺のふた、お酒のパックなど
- 防水加工された紙……紙コップなど
- カーボン紙・ノーカーボン紙……複写伝票など
- 臭いのついた紙……洗剤の箱、線香の箱、石けんの包装紙など
- 昇華転写紙……アイロンプリント紙など
- 印画紙……写真、アルバム、インクジェット用写真用紙など
- 食品の汚れが付いた紙……
ピザ・ケーキの包装箱、ハンバーガーを包んだ紙など
- 発泡紙、圧着はがき、感熱紙、油紙、シール、シュレッダーくず、不織布、和紙

燃やすごみにお出してください。

資源プラスチック (製品プラスチック・容器包装プラスチック)

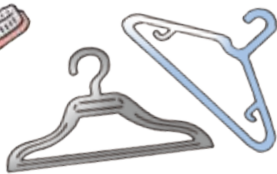
製品プラスチック

100%プラスチックでできていて、
大きさがおおむね30cm角以内のもの

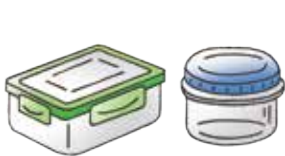
(例)



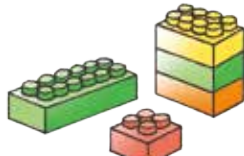
歯ブラシ



プラスチック
ハンガー



密閉容器



おもちゃ
(ブロック)



定規



風呂桶

容器包装プラスチック マークのついているもの (形状により一部表示のないものもあります。)

商品が入っているもの(容器)や包んでいるもの(包装)で、
中身の商品を使用したり、使い終わった時に不要になるプラスチック



ボトル



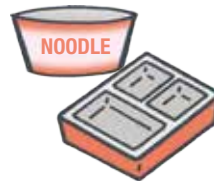
カップ



パック



トレイ



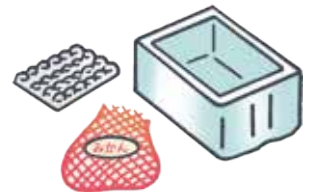
容器



ポリ袋・フィルム



キャップ・
ノズル・とめ具



発泡スチロール・果物のネット
気泡緩衝材(プチプチ)

出し方 汚れていると資源になりません。
※値札など貼付シールは、はがす必要は
ありません。



容器包装プラスチックと製品プラスチックを
中身の見えるポリ袋に一緒に入れる

ペットボトルは資源プラスチックではありません。

5ページをご覧ください。

資源
として
回収
でき
ない
もの

- 内容物が残っている容器、汚れが落ちない容器
- プラスチックのまな板などの硬質で厚さが5mm以上の板状のもの
- 金属との複合品、刃物などが分離できないもの
- 大きさがおおむね30cm角を超えるもの

燃や
すご
みに
お
し
う
す
で
き
ま
す。

金属・陶器・ガラスごみに
お出してください。

粗大ごみになります。
9ページをご覧ください。

中間処理の過程で混入が見受けられます。火災原因物や医療廃棄物は絶対に混ぜないでください。

- 小型充電式電池が内蔵されているものや
電池、電気で動くもの



- 在宅医療廃棄物(鋭利でないもの)
(注射器、点滴バッグ、CAPDバッグ及び付属のチューブ類など)

※が表示されていても在宅医療用の点滴バッグ、CAPDバッグは資源として回収できません

金属・陶器・ガラスごみにお出してください。

中の残存物は下水に流して

燃や
すご
みに
お
し
う
す
で
き
ま
す。

資源

【びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ・乾電池】

びん（飲料・食品用のびん、化粧品のびん、飲み薬用のびん）



ふたをはずす

水で軽くすすいで水を切る

出し方



中身の見えるポリ袋又は資源回収用容器に入れる

プラスチックのふたは資源プラスチックへお出してください。

4ページをご覧ください。

資源として回収
できないもの

汚れのとれないびん、薬品（飲み薬以外）のびん、
割れたびん、電球・蛍光灯等、板ガラス、
コップ類、耐熱ガラス、陶器類

金属・陶器・ガラスごみ
にお出してください。

缶（飲料・食品用のアルミ缶・スチール缶）



お菓子やお茶の缶なども
お出してください。



軽くすすいで水を切る
特にペット用えさの缶詰は、中身を
しっかり取り除いてください。

出し方



中身の見えるポリ袋又は資源回収用容器に入れる

資源として回収
できないもの

汚れのとれない缶、飲料・食品用以外の缶、一斗缶、
塗料の缶

金属・陶器・ガラスごみ
にお出してください。

ペットボトル マークのついているもの



キャップとラベルをはずす



水で軽くすすいでつぶす

出し方



中身の見えるポリ袋又は資源回収用容器に入れる

ペットボトルのキャップやラベルは資源プラスチックへ
お出してください。

4ページをご覧ください。

資源として回収
できないもの

油の入っていたペットボトル、簡単な洗浄で内容物が除去でき
ないもの

燃やすごみ
にお出してください。

スプレー缶・カセットボンベ・乾電池

スプレー缶・カセットボンベ



なるべく使い切ってください
(使い切れていなくても回収します)



キャップ・ノズルははずす

プラスチックのキャップや
ノズルは資源プラスチックへ
お出してください。

4ページをご覧ください。

資源として回収
できないもの

カセット式以外の
ガスボンベ

12ページをご覧ください。

出し方



中身の見えるポリ袋又は資源回収用容器に
スプレー缶・カセットボンベ・乾電池を
一緒に入れる

乾電池（一次電池：使い切りの電池）



マンガン乾電池・アルカリ乾電池



リチウム一次電池
コイン型(CR・BR) など

資源として回収
できないもの

●小型充電式電池（二次電池）

●ボタン電池（SR・PR・LR）

11ページをご覧ください。

電子体温計や補聴器等に使用されている電池です。

日常、使用している電池には、大きく分けて、使い切りの「一次電池」（乾電池）と
繰り返し使える「二次電池」（充電式電池）があります。

新宿区の資源回収では、乾電池を回収していますが、「ボタン電池」（一次電池）に限っ
ては、法人による自主的なリサイクルにご協力ください。

●びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ・乾電池の回収において、資源回収用容器（びん・缶・ス
プレー缶等用コンテナ、ペットボトル用ネット）の貸し出しを行っています。
詳しくは、清掃事務所・清掃センターへお問い合わせください。

燃やすごみ

週2回の燃やすごみの収集日に
資源・ごみ集積所にお出してください。

資源回収日・
ごみ収集日

資源

燃やすごみ

金属・陶器・
ガラスごみ

粗大ごみ

その他のご相談

リサイクルによる

できない収集の

資源循環型社会



生ごみ



紙くず等

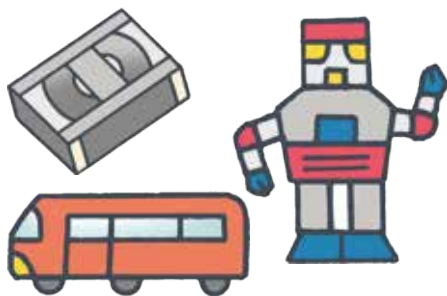
資源にならない紙類

3ページをご覧ください。



衣類、紙おむつ、衛生用品

汚物は取り除いてください。



他の素材が含まれる
プラスチック製品



出し方

ふたつきの容器 (60ℓ程度)
又は中身の見えるポリ袋

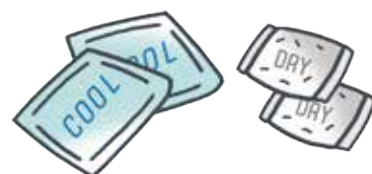


ゴム製品

ホースなど長いものは50cm
程度に切ってください。



皮革製品



保冷剤、乾燥剤



少量の植木の枝・葉

50cm以下の長さにしてください。

多量の場合は 10ページをご覧ください。



食用油

紙や布にしみこませるか
凝固剤で固めてください。
食用油的回収を行っています。

9ページをご覧ください。



資源にならないペットボトルや
資源プラスチック

4・5ページをご覧ください。

【生ごみを減らしましょう】

台所から出る生ごみの重さは、燃やすごみの35%ほどを占め、最も多くなっています。生ごみは、ちょっとした気配りで減量できます。

- ①計画的な買い物をする。
- ②作りすぎに気をつける。
- ③材料を無駄にしたり、食べ残しをしない
- ④ごみを出すとき十分水切りをする。

今すぐにできることばかりです。早速始めてみましょう。

【古布のリサイクル】

いらなくなった衣類はどうしていますか？

ごみに出す前に古布（古着）のリサイクルに挑戦してみましょう！

- ①フリーマーケットやバザーに出す。
- ②リサイクル活動センターやリサイクルショップを利用する。

9ページをご覧ください。

- ③集団回収を利用する。

14ページをご覧ください。

金属・陶器・ガラスごみ

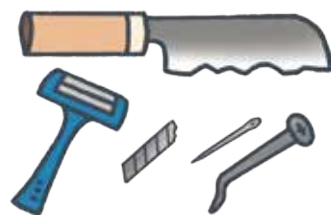
月2回の金属・陶器・ガラスごみの
収集日に**資源・ごみ集積所**にお出し
ください。



アルミホイル・金属類



陶器・ガラス・割れたびん
割れたものは厚紙などで包み
「危険」と表示してください。



刃物・針・かみそりなど
厚紙などで包み「危険」と表示
してください。



小型家電製品
コード類は縛ってください。

出し方



ふたつきの容器（60ℓ程度）
又は中身の見えるポリ袋



ライター



水銀使用製品



ライター

中身の見える別袋で
お出しください。

水銀使用製品 中身の見える別袋に入れてお出しください

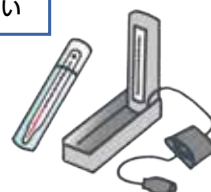


蛍光灯

購入時のケースに入れるか、
新聞紙などで包んでください。



体温計
血圧計



家庭用の水銀式体温計・
水銀式血圧計

中身の見える小袋に入れ、
水銀が漏れないようにして
お出しください。

『使用済小型電子機器等』として次の9品目は、窓口・ボックス回収で資源化しています。

携帯電話



デジタルカメラ



ポータブルビデオカメラ



携帯音楽プレーヤー



携帯ゲーム機



ポータブルカーナビ



電子辞書



電卓



リモコン、ACアダプター、ケーブル等の附属品



注意

- 取り外しが可能な電池、バッテリー等
は外してお持ちください。
- 取り外した電池の処理は、P11 をご覧
ください。
- 個人情報や記録された記憶媒体は取り
外すか情報を消去してください。
- 回収した小型電子機器等は返却できま
せん。

ボックス回収

●区役所 1 階 ●特別出張所 ●環境学習情報センター（エコギャラリー新宿）

窓口回収

●ごみ減量リサイクル課（区役所7階） ●新宿リサイクル活動センター ●西早稲田リサイクル活動センター
●新宿清掃事務所 ●新宿東清掃センター ●歌舞伎町清掃センター ●新宿中継・資源センター

ピックアップ回収

上記のほか小型家電製品は、金属・陶器・ガラスごみで収集後、選別作業により資源化しています。

粗大ごみ

申込制・有料
自宅前などへ

粗大ごみ受付センターへ お申し込みください

電話受付

☎03-5304-8080

インターネット受付 (24時間)

システムメンテナンス時・年末年始休業日を除く



<https://www.shinjuku-sodai.com>

月～土曜日、午前 8 時～午後 7 時
年末年始休業日を除く



家庭生活から出る耐久消費財（長期間使用できるもの）を中心とする大型のごみで、一辺の長さが 30cm を超える家具・寝具・電化製品・自転車などが粗大ごみです。解体・分解しても粗大ごみとしてお申し込みください。また、大きさや重量により受付できない場合もあります。

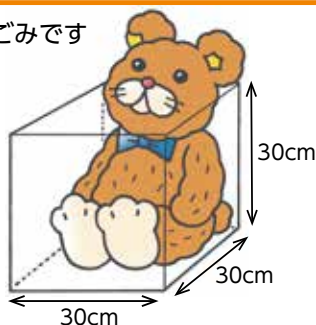
電話・インターネットが利用できない場合は、清掃事務所・各清掃センターにお問い合わせください。

※事業者・事業活動に伴う大型のごみは区では収集していません。

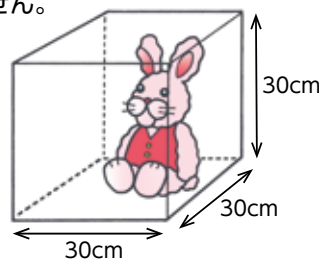
下図の立方体の中に入らないものが粗大ごみになります。

※解体・分解しても粗大ごみです。

粗大ごみです



粗大ごみでは
ありません。

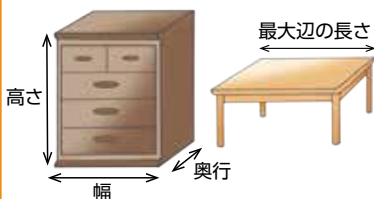


出すときの手順

1

あらかじめ品物の数量・
大きさ・重さ・材質を確認
のうえ、お申し込みください。

採寸場所



2

必ず新宿区の『粗大ごみ処理
券』を購入してください。

新宿区の有料粗大ごみ処理券には、
A 券 (200円券) と **B 券 (300円券)**
がありますので、組み合わせて処理手
数料分を購入してください。新宿区の
有料粗大ごみ処理券は「有料ごみ処
理券取扱所」の標識のあるお店・
コンビニ・スーパー・清掃事務所・
各清掃センター・各特別出張所・ご
み減量リサイクル課（区役所 7 階）
で販売しています。



3

収集日の**朝8時**までに
粗大ごみをお出してください。

収集日当日、朝8時までに受付の際に
申し込んだ排出場所に出してください。
有料粗大ごみ処理券には**収集日と受付
番号または氏名**を記入し、見やすいと
ころに貼って出してください。



粗大ごみの対象に
ならないもの

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・
衣類乾燥機、パソコン、消火器、タイヤ・
ピアノ・耐火金庫・ブロック

▶ 11・12 ページをご覧ください。

リサイクル活動センターをご利用ください

家庭で不用になったリユースできる家具を引き取りに伺い、修理等をおこなった後、展示・販売して
います。(西早稲田) また、委託販売の店「もいちど倶楽部」(新宿)の運営や、フリーマーケット、洋服ポスト
による洋服の引取り、食用油の回収を行い、資源の有効活用を図っています。



- 新宿リサイクル活動センター 所在地: 高田馬場4-10-2 ☎03-5330-5374 FAX: 03-5330-5371
- 西早稲田リサイクル活動センター 所在地: 西早稲田3-19-5 ☎03-5272-5374 FAX: 03-5272-5384
- ホームページ <http://www.shinjuku-rc.org/>

管轄の清掃事務所・各清掃センターへお問い合わせください

ご資源回収日・

資源

燃やすごみ

ガラス・陶器・

粗大ごみ

その他のご相談

リサイクルによる

で区ではない収集の

資源なで築こう、社会

防鳥ネットの貸し出し

カラスや猫等の動物から資源・ごみ集積所の被害を防ぐために、防鳥ネットを無料で貸し出しています。(原則、資源ごみ集積所 1 か所につき 1 枚) 清掃事務所・清掃センターのほか、各特別出張所・区役所 7 階ごみ減量リサイクル課でも貸し出しています。3 種類のサイズがあります。大: 3×4m 中: 2×3m 小: 1.5×1.5m サイズの目安は、大: 10 世帯以上 中: 10 世帯未満 小: 個別排出世帯です。



動物死体の引き取り

飼っていた犬・猫などの動物死体を有料 (25kg 未満一頭 3,000 円) で引き取ります。引き取り後、一時保管を行い、動物専門霊園へ引き渡し、動物専門霊園で合同火葬及び埋葬を行います。

●自宅敷地内・私道・空き地等に所有者不明の動物死体がある場合は、その土地の所有者・管理者の責任で処理することが原則です。土地の所有者・管理者又は管轄の清掃事務所・各清掃センターにお問い合わせください。

道路上は各道路管理者が処理しますのでお問い合わせください。

- ▶ 国道上は東京国道事務所代々木出張所…………… ☎03-3374-9451
- ▶ 都道上は管轄の清掃事務所・各清掃センターへ
- ▶ 区道上は東部工事事務所 (明治通りを境に東)…………… ☎03-5361-2454
- 西部工事事務所 (明治通りを境に西)…………… ☎03-3364-2422

ごみの訪問収集を行っています

現地の状況を確認の上、必要に応じて訪問収集を行います。対象となる方は次のとおりです。

- 65 歳以上で介護が必要な方や障害者のみの世帯で、資源・ごみ集積所までごみを出すことが困難で身近な人などの協力が得られない世帯
- 85 歳以上の一人世帯で親族の方・知人などから定期的な連絡や訪問のない方

一度に多量のごみを出す場合は有料です

一般家庭の引越しや部屋の片づけ、植木の刈込などで一度に多量のごみを出す場合は有料になります。(植木の伐採・剪定などを業者に依頼した場合は、その業者に引き取りを依頼してください。)

家庭から一度に45ℓ袋で 4 袋以上のごみを出す場合には、あらかじめ管轄する清掃事務所・各清掃センターへお問い合わせください。

不法投棄は犯罪です

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反により、5 年以下の懲役もしくは 1 千万円 (法人には 3 億円) 以下の罰金またはその両方に処されます。

不法投棄した人を発見したときは 110 番へ通報してください。

- 私道・敷地内・空き地等の不法投棄は、その土地の所有者・管理者の責任で対応・処理することになり、その費用も所有者・管理者が負担することになっています。日ごろから不法投棄されないような管理をお願いします。また、処理方法については各所管の清掃事務所・清掃センターへお問い合わせください。
- 資源・ごみ集積所 (戸別・集合住宅専用は除く) への不法投棄は、清掃事務所・清掃センターに相談してください。
- 道路上については各道路管理者に連絡してください。
国道: 東京国道事務所代々木出張所…………… ☎03-3374-9451
都道: 第三建設事務所…………… ☎03-3387-5144
区道: 交通対策課監察指導係…………… ☎03-5273-3847

メーカーによるリサイクル

区では回収
できません。

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

粗大ごみではありません。家電リサイクル法に基づくリサイクルが義務付けられており、リサイクル料金と運搬料金が必要です。販売店または家電リサイクル受付センターへお申し込みください。

●買い替える場合

新しい製品を買う販売店にお申し込みください。

●処分をみの場合

①処分する製品を買った販売店にお申し込みください。

②購入した販売店が廃業するなど販売店に引き渡せない場合は、家電リサイクル受付センター

(☎0570-08-7200 受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時(祝休) /

ホームページ <https://kaden23rc.jp>) にお申し込みください。

③自分で運搬し直接指定引取場所に持ち込む場合は、一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

(フリーダイヤル 0120-319-640 ☎03-6741-5605 共に午前9時～午後6時(日・祝休) /

FAX 03-3595-0761 / ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp>) にお問い合わせください。



パソコン メーカーが回収・リサイクルします 廃棄する機種メーカー等に直接お申し込みください

●宅配便による回収

小型家電リサイクル法に基づく認定事業者が、宅配便による回収を行っています。

リネットジャパンリサイクル株式会社 (ホームページ <https://www.renet.jp/> /

☎0570-085-800) にお問い合わせ・お申し込みください。

●メーカーによる回収

資源有効利用促進法により、パソコンメーカーが回収します。メーカーの連絡先が分からない場合、メーカーが存在しない場合(自作のパソコン、倒産・事業撤退したなど)は、パソコン3R推進協会 (ホームページ <https://www.pc3r.jp/> /

☎03-5282-7685) にお問い合わせください。



小型充電式電池 一般社団法人JBRCに登録された協力店(家電量販店等)で回収しています

ノートパソコン、デジタルカメラ、電動式自転車等に利用されている充電式電池やモバイルバッテリー*は、資源有効利用促進法に基づき、メーカー等によるリサイクルが義務付けられています。JBRCの協力店(家電量販店等)にお持ち込みください。

資源・ごみ集積所には出さないでください。

協力店は、一般社団法人JBRC (☎03-6403-5673 / ホームページ https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku) でご確認ください。

*モバイルバッテリー(携帯電話・スマートフォンへの充電を主機能とするポータブル蓄電装置)は本体回収です。分解しないでください。



ボタン電池

電子体温計や補聴器等に使用されている電池です。

電池工業会では、国連環境計画による「水俣条約」及び国内における「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定などを通じて、使用済みとなったボタン電池(形式記号:SR、PR、LR)の回収と適正処理を自主的に行っています。回収協力店の電池回収缶にお持ち込みください

回収協力店は、ボタン電池回収推進センター

(ホームページ <http://www.botankaishu.jp/> / ☎0120-266-205

平日9:00~17:00 / FAX 03-6862-6093) にお問い合わせください。



インクカートリッジ インクカートリッジ里帰りプロジェクトにご協力ください

使用済みインクカートリッジの再資源化を推進するため、プリンターメーカーが共同で運営するプロジェクトに新宿区は参加しています。家庭用インクジェットプリンターのカートリッジは、専用回収箱に入れてください。

対象メーカー・回収箱設置場所は、インクカートリッジ里帰りプロジェクト

(<http://www.inksatogaeri.jp/>) でご確認ください。

お問い合わせ: 新宿区ごみ減量リサイクル課 ☎03-5273-3318



区では収集できないもの

処理が困難なもの 購入店、メーカーに引き取ってもらうか、専門業者に依頼してください



カセット式以外の
ガスボンベ



石油類
(ガソリン・軽油・
シンナーなど)



塗料



薬品類



バッテリー



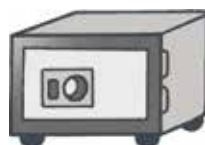
消火器



タイヤ・ホイール
(自動車・バイク用)



ピアノ



耐火金庫



土、砂、石、ブロック、汚泥

※ 専門業者がわからない場合は、管轄の清掃事務所・清掃センターへお問い合わせください。

- 不要となった針付き注射器及び注射針は購入した薬局へ
在宅医療のために使用した注射器をごみとして出すと大変危険です。
不要となった針付き注射器及び注射針は、購入した薬局へ戻してください。
※資源・ごみ集積所には出さないでください。



事業者が排出する資源・ごみは自己処理が原則です

会社、お店、事業所やその他事業活動に伴って排出される資源・ごみは排出事業者自らの責任で適正に処理することが法律により定められています。自ら処理できない場合には、許可業者*へ委託して適正に処理しなければなりません。

*許可業者については区のホームページから **事業系のごみ** で検索してください。



※事業系の資源・ごみとは、商店や会社などの事業活動だけでなく、営利目的としない教育、福祉などの公共公益事業なども含まれます。従業員が飲食した後に出る弁当がら、びん、缶、ペットボトルなども事業系の資源・ごみになります。自ら処理することができず、許可業者への委託も困難な小規模事業者は、所管の清掃事務所・清掃センターへお問い合わせください。

みんなで築こう、資源循環型社会

「資源循環型社会」とは、廃棄物の発生抑制・再生利用・適正処理により、地球環境への負荷を最小限に抑え、資源が循環する社会のことです。私たちは生活の見直しを行い、ごみの減量、資源の有効利用を図らなければなりません。地球と私たちの未来のため、区民のみなさま・事業者・区が協働で「資源循環型社会」を目指して、ごみ問題に取り組んでいきましょう。

区民・事業者・区の役割

区民の役割

- ごみ減量・リサイクルの実践
- ものを大切に使う
- 集団回収、行政回収への協力

事業者の役割

- リサイクルしやすい製品の製造、販売
- 使用済み製品の自主回収、再資源化の推進
- 廃棄物の自己処理責任に基づく適正処理

区の役割

- ごみ減量・リサイクル推進の普及啓発
- リサイクルの円滑な運営のための支援・指導
- 廃棄物の適正かつ効率的処理

3つのRでごみ減量

ごみを減らすためのキーワードは「3つのR」です。

ごみを減量するために、もう一度自分自身の生活習慣を「3つのR」で見直してみましょう。

一人ひとりのちょっとした心がけで、ごみの減量と資源の循環ができます。

第1のRは REDUCE (リデュース)

ごみになるものを減らすこと

- 食品ロスを減らす
- 使い捨てになるものは買わない
- 過剰包装は断る
- 買い物にはマイバッグを持っていく
- パック入りを買わず、必要な量だけ購入する
- レンタルを上手に活用する

第2のRは REUSE (リユース)

ものを簡単に ごみにしないで、 工夫して繰り返し使うこと

- 壊れたものは修理して使う
- 詰め替え商品を利用する
- フリーマーケットやリサイクルショップを利用する

第3のRは RECYCLE (リサイクル)

再生利用すること

- 再生利用とは不用になったものをごみとして捨ててしまうのではなく、もう一度資源として利用することです
- 資源とごみをきちんと分別して出す
 - 再生品を買う、使う

地球資源には限りがあります。何十億年という歳月をかけてつくられた天然資源を、私たちの世代で使い切らないために余分なものは買わないようにしたり、リサイクル可能なものはきちんとリサイクルしていかなければなりません。いらなくなったものは、資源として繰り返し利用するために、ごみと分別して出すことが毎日の習慣になるようなライフスタイルにしていきましょう。

集団回収にご参加ください

集団回収とは、区民の皆さんが10世帯以上集まり、回収品目（新聞、雑誌、ダンボール、古布、アルミ缶など）・回収場所・回収日時を決め、回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動です。現在、町会・自治会・マンション管理組合などが、区の登録団体として活動しています。

集団回収のメリットとしては、「資源が大量に効率よく集まる」「リサイクルの意識が高まる」「省資源、環境美化に繋がる」ことなどがあげられます。また、近隣の皆様と協力しあうことで地域の活力も向上します。身近なリサイクル活動として、積極的に参加しましょう。

参加するには？

方法1

お住いの近くで活動している登録団体に参加する。

方法2

新しく団体を作り登録する。

新宿清掃事務所事業係

☎03-3950-2962(直通)へお問合せください。



新宿区では登録団体を支援しています

報奨金の支給……………年2回、回収量に応じた報奨金を支給します。

支援物品の支給……………軍手・ごみ袋・ほうき・台車などを希望調査の上、年1回支給します。また、回収場所標識旗、掲示用チラシなども随時支給しています。

新宿区のごみ量・処理経費

ごみ量と人口

1人1日当りごみ量=ごみ量÷人口÷365日

●平成20年度(人口はH21.1.1現在)
人口:314,592人
(外国人登録33,555人含む)
ごみ量:83,223t
1人1日当たりごみ量:725g

●令和3年度(人口はR4.1.1現在)
人口:341,222人
(外国人住民33,907人含む)
ごみ量:68,762t
1人1日当たりごみ量:552g

処理経費

令和3年度

●ごみ(燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ、粗大ごみ)処理経費
収集・運搬から処理・処分までの区が負担する経費です。

●資源化経費(1kg当たり) 経費÷回収量
回収から再資源化までの区が負担する経費です。(売払益がある場合は差し引いています。容器包装リサイクル法対象商品は、再商品化経費(区負担分)を含みます。)



古紙
31円



びん類
128円



アルミ缶
50円



スチール缶
144円



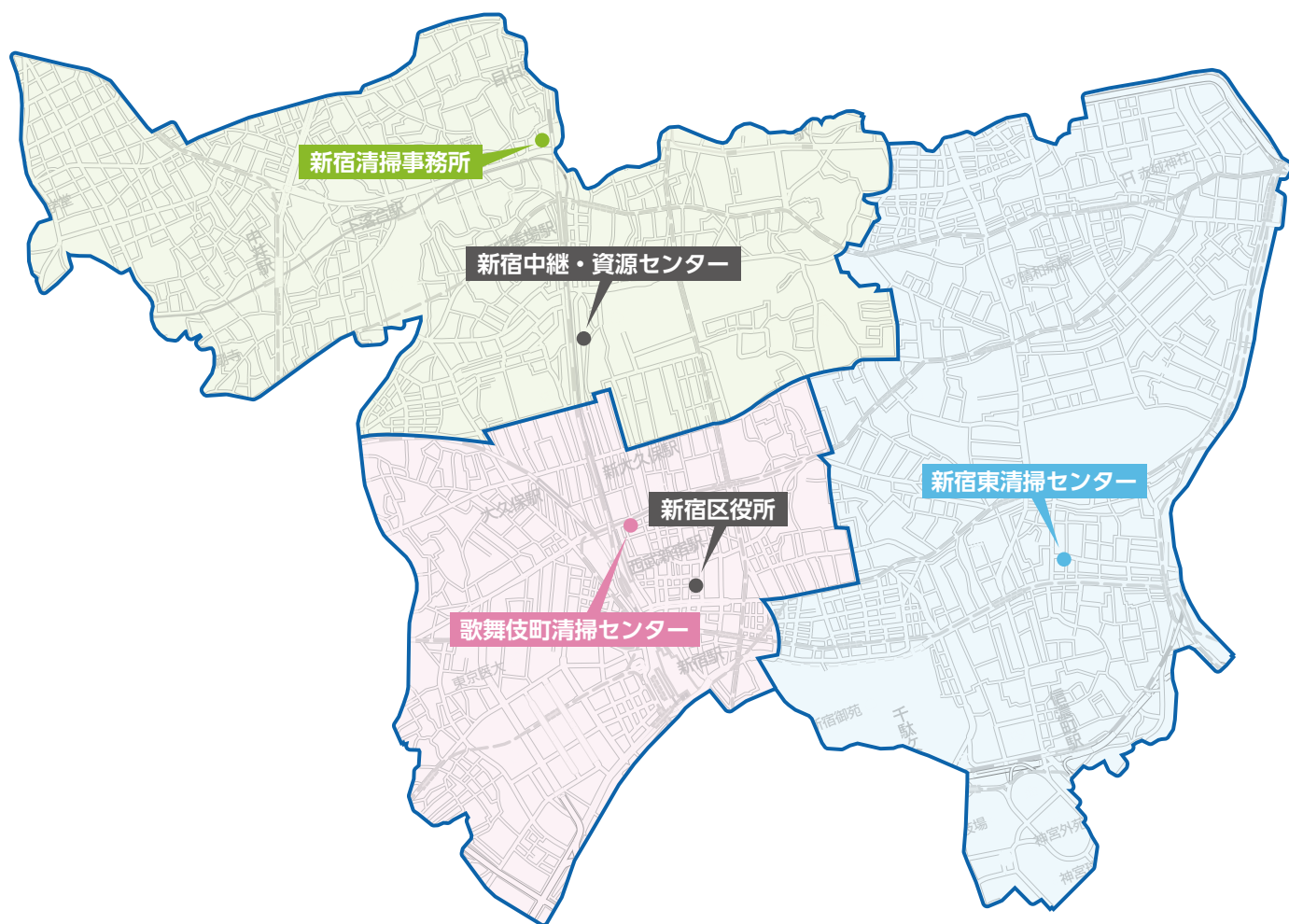
ペットボトル
172円



容器包装プラスチック
190円

●集団回収16円/1kg 経費÷回収量

※ ホームページにも掲載しています。



管轄する清掃事務所・清掃センターへお問い合わせください。

- 新宿清掃事務所 ☎ 03-3950-2923 FAX 03-3950-2932 下落合2-1-1
- 新宿東清掃センター ☎ 03-3353-9471 FAX 03-3353-9505 四谷三栄町10-16
- 歌舞伎町清掃センター ☎ 03-3200-5339 FAX 03-5272-3494 歌舞伎町2-42-7
- ごみ減量リサイクル課 ☎ 03-5273-3318 FAX 03-5273-4070 歌舞伎町1-4-1 (区役所7階)

ホームページをご覧になるときは

ごみ 新宿

検索

家庭からの資源・ごみの正しい分け方・出し方

令和6年3月発行 ●編集・発行 新宿区新宿清掃事務所 新宿区下落合2-1-1 ☎03-3950-2923

印刷物作成番号2023-7-3922

この印刷物は、業者委託により258,000部印刷製本しています。その経費として、1部あたり12.1円(税込)がかかっています。編集時の職員人件費や配達経費などは含んでいません。

R70
古紙配合率70%白色度70%再生紙を使用しています。

VEGETABLE OIL INK